

山口県央連携都市圏域推進協議会規約（案）

（名称）

第1条 この会は、山口県央連携都市圏域推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、連携中枢都市圏構想の趣旨のもと、山口県央部等における関係市町が、相互に連携や補完を図り、圏域全体の将来にわたる発展と、個性と活力に満ちた圏域の形成を目指していくことを目的とする。

（所掌事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整する。

- （1）山口県央連携都市圏域のビジョンの策定及び推進に関する事項
- （2）前号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第4条 協議会の委員は、圏域を構成する又は構成しようとする市町の長により組織し、別表のとおりとする。

2 協議会には、オブザーバーを置くことができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は山口市長を、副会長は宇部市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由があるときは、その代理人を会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（幹事会）

第7条 協議会の所掌事務に係る事項の検討及び調整を行うため、協議会に幹

事会を置く。

- 2 幹事会の委員は、圏域を構成する又は構成しようとする市町の企画担当課長の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、山口市総合政策部次長が招集し、議長となる。
- 4 幹事会には、オブザーバーを置くことができる。

(事務局及び庶務)

第8条 協議会の事務局は、山口市総合政策部企画経営課に置く。

- 2 協議会の庶務は、山口市総合政策部企画経営課及び宇部市総合政策部政策企画課が相互に連絡調整を図り、行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成28年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

山口県央連携都市圏域推進協議会 委員名簿

山口市長
宇部市長
萩市長
防府市長
美祢市長
山陽小野田市長
津和野町長

オブザーバー

山口県総合企画部長
島根県地域振興部長